

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省30—24)

別紙1

施策名	5-3.野生生物の保護管理				担当部局名	自然環境局 野生生物課	作成責任者名 (※記入は任意)	野生生物課長 堀上 勝				
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の新規指定、保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適切な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。				政策体系上の位置付け	5.生物多様性の保全と自然との共生の推進						
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適切な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。				目標設定の考え方・根拠	種の保存法、鳥獣保護管理法、外来生物法、カルタヘナ法	政策評価実施予定時期	平成30年5月				
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	目標年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度			
1 (~25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度~) 国内希少野生動植物種の新規指定数 (平成26年度以降の累計)	-	-	300種	32年度	30種	75種	120種	165種	210種	255種	-	絶滅危惧種の保全を効果的に推進するためには、レッドリストの改訂等による定期的な現状把握を行い、その結果をもとに、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種の新規指定や見直し等を行う必要があるため。
					41種	86種	119種	171種	/	/	/	
2 奄美大島におけるマンゲースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	-	-	奄美大島0頭	平成34年度	-	-	-	-	-	-	-	特定外来生物による生態系への被害を防止するため、特に奄美大島において我が国固有の希少野生動物への大きな被害を及ぼしている特定外来生物マンゲースを科学的知見に基づき根絶する必要があるため。
					奄美大島0.015頭	奄美大島0.008頭	奄美大島0.010頭	集計中	/	/	/	
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値(全国)を平成23年度比で半減(イノシシは50万頭) (推定は毎年度新しいデータを追加して実施。過去に遡って推定値が見直されるため、過去の推定結果も変動する)	推定の中央値ニホンジカ251万頭、イノシシ96万頭 ※29年度に算出	平成23年度	平成23年度比で半減 (ニホンジカ125万頭、イノシシ48万頭)	平成35年度	-	-	-	-	-	-	-	ニホンジカ・イノシシによる自然生態系等への影響が深刻であり捕獲の一層の強化が必要であるため。
					ニホンジカ315万頭、イノシシ109万頭	ニホンジカ304万頭、イノシシ94万頭	集計中	集計中	/	/	/	
測定指標	目標		測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠									
4 侵略的外来種の状況	侵略的外来種とその定着経路が特定され、優先順位付けられ、優先度の高い種が制御され又は根絶される。		-									外来種の情報収集を行い、対策の優先度の高い外来種を明らかにすることで、外来種による生態系への被害の防止を図るため。また、外来種の侵入経路の把握に努め、より効率的な対策を進めるため。
5 適切な野生生物保護管理の推進に向けた対策の実施状況	野生生物の適切な保護管理		-									鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、国際希少野生動植物種の保存、遺伝子組換え生物対策、野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視やモニタリング等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与するため。

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額	関連する 指標	達成手段の概要等	平成30年 行政事業レビュー 事業番号
	27年度	28年度	29年度	30年度			
(1) 希少種保護推進費 (平成5年度)	611百万円 (596百万円)	656百万円 (620百万円)	663百万円 (654百万円)	678百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; レッドリストの見直し、保護増殖事業の実施等の国内希少野生動植物種の保全に関する事業、国内希少野生動植物種の指定に向けた調査等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 絶滅危惧種の保全施策を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国内希少野生動植物種の新規指定、希少野生動植物の生息状況等の現状把握、保護増殖事業の実施等により種の保存に寄与する。</p>	228
(2) トキ生息環境保護推進協力費 (平成13年度)	16百万円 (15百万円)	13百万円 (16百万円)	13百万円 (10百万円)	13百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 日中双方における、人工飼育個体群の拡大・野生復帰に向けた取組・トキ保護技術の調査研究などの日中のトキ保護協力に関する事業を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 絶滅危惧種の保全施策を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 中国におけるトキの生息状況等の現状把握等により、日本のトキ野生復帰の取組等に寄与する。</p>	226
(3) 野生生物保護センター等 整備・維持費 (平成4年度)	145百万円 (128百万円)	154百万円 (154百万円)	329百万円 (157百万円)	485百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 野生生物保護センター、水鳥・湿地センター、世界遺産センター等維持管理を実施する。 また、国内希少野生動植物種の保護増殖及び渡り性水鳥の重要生息地の保全等を推進するための拠点となる施設の整備・改修を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 施設の整備・増改築・修繕等適切な維持・運営を図る。</p> <p>野生生物保護センター、絶滅危惧種の野生順化施設、水鳥・湿地センター、鳥獣保護区管理棟及び世界遺産センター</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 絶滅危惧種の調査や野生復帰、利用者への普及啓発により種の保存等に寄与する。 絶滅危惧種を含む野生生物及びそれらの生息地の保全に寄与する。</p>	232
(4) 野生生物専門員活用事業 (平成19年度)	35百万円 (39百万円)	40百万円 (42百万円)	40百万円 (38百万円)	55百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 絶滅危惧種の生息状況調査等を実施するための野生生物専門員を雇用する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 絶滅危惧種の保全施策を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 専門家が実施する絶滅危惧種の生息状況調査等により種の保存に寄与する。</p>	237
(5) 国際希少野生動植物種流通管理対策費 (昭和61年度)	27百万円 (27百万円)	27百万円 (25百万円)	36百万円 (36百万円)	38百万円	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ワシントン条約の科学当局としての任務(①野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること②標本の同定等条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積提供等を行うこと)を遂行するため、条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的データの整備や保全状況の把握等の業務を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ワシントン条約の科学当局としての任務を遂行する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標への寄与の内容&gt; ワシントン条約締約国としての責任を遂行し、国際的に絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図ることに寄与する。</p>	225

<p>(6) 外来生物対策費 (平成16年度)</p>	<p>60百万円 (69百万円)</p>	<p>91百万円 (84百万円)</p>	<p>270百万円 (256百万円)</p>	<p>223百万円</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①特定外来生物等の選定作業、②外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態等の調査(水際における定点モニタリング調査等を含む)、③「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用等を実施する。 &lt;達成手段の目標&gt; 適切な規制や水際対策等を実施し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 特定外来生物等の選定は、外来生物法に基づく規制対象の追加に資する。外来生物全般に係る調査は、海外から我が国に侵略的な外来生物が導入されること等の阻止、今後の防除等の対策のための基礎的情報を提供する。「外来生物飼養等情報データベースシステム」の保守点検・運用は、外来生物法に基づき規制されている特定外来生物の飼養等の規制を担保するために必要なシステムの維持に貢献する。</p>	<p>229</p>
<p>(7) 外来生物対策管理事業地方事務費 (平成18年度)</p>	<p>24百万円 (20百万円)</p>	<p>24百万円 (21百万円)</p>	<p>22百万円 (21百万円)</p>	<p>22百万円</p>	<p>4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために必要な派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引渡された特定外来生物の個体について、引取及び処分等を行うほか、輸入業者・旅行者等への普及啓発を実施する。 &lt;達成手段の目標&gt; 外来生物法の実効性を確保する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 外来生物法関連の諸業務を実施するために必要な派遣職員の雇用により、同法に基づく特定外来生物の飼養等の規制を担保する。また、任意放棄された特定外来生物の引取等により、特定外来生物の野外における拡散や被害を防ぐことに寄与する。</p>	<p>235</p>
<p>(8) 特定外来生物防除等推進事業費 (平成18年度)</p>	<p>451百万円 (441百万円)</p>	<p>486百万円 (452百万円)</p>	<p>486百万円 (486百万円)</p>	<p>522百万円</p>	<p>2, 4</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 外来生物法第11条に基づいて、特定外来生物の防除を実施する。①生態系等への被害を防止するため、ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物の防除を行うとともに、②生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等について、緊急的に防除を行い、③さらに、全国的に分布、定着し広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円滑に推進されるよう支援を実施する。 &lt;達成手段の目標&gt; 特定外来生物の防除の取組を推進し、特定外来生物による生物多様性への被害を軽減する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; ①ラムサール条約湿地など我が国の生物多様性保全上特に重要な地域における特定外来生物の防除、また、②我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的であり、侵略性の高い特定外来生物等の防除を自ら実施し、生息数を削減することで生態系等への被害を防止することに寄与する。 ③実施体制や防除手法の検討、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行うことにより特定外来生物の防除を自ら実施し、生態系等への被害を防止するとともに、その成果をマニュアル化して周知することで、地域における防除の推進に寄与する。</p>	<p>236</p>
<p>(9) 遺伝子組換え生物対策費 (平成16年度)</p>	<p>21百万円 (13百万円)</p>	<p>21百万円 (14百万円)</p>	<p>21百万円 (13百万円)</p>	<p>22百万円</p>	<p>5</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 遺伝子組換え生物の使用規程の承認に当たっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、改正カルタヘナ法の適切な施行に向けた普及啓発、ゲノム編集の概念整理、ホームページ(J-BCH)による国民への情報提供等を実施する。 &lt;達成手段の目標&gt; 国内における遺伝子組換え生物の使用等の適切な規制を実施する。 &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、我が国の生物多様性の確保に寄与する。</p>	<p>231</p>

(10) 指定管理鳥獣捕獲等事業費(平成26年度)	1,418百万円 (946百万円)	1,440百万円 (779百万円)	1,446百万円 (932百万円)	830百万円	3	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 平成27年5月に施行された改正鳥獣法に基づき都道府県が実施する指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業(指定管理鳥獣捕獲等事業)等を支援するための交付金を交付する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; ニホンジカ・イノシシの個体数を、平成23年度の推定値を基準として、平成35年度までに半減する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 都道府県による指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)の捕獲事業を支援することにより、指定管理鳥獣の管理の強化に寄与する。</p>	238
(11) 鳥獣保護基盤整備費(平成10年度、一部平成19年度)	41百万円 (53百万円)	41百万円 (52百万円)	41百万円 (54百万円)	42百万円	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 科学的で計画的な鳥獣保護管理の推進の基礎となる情報収集等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 情報収集等による鳥獣保護管理の基盤整備を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 鳥獣保護管理の基盤を整備することにより、野生鳥獣の保護・管理の適正な推進に寄与する。</p>	227
(12) 鳥獣保護管理強化総合対策事業費(平成24年度)	768百万円 (665百万円)	768百万円 (694百万円)	758百万円 (673百万円)	748百万円	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 平成28年度に改訂した基本指針の見直し結果を踏まえ、鳥獣保護管理に係る担い手を確保するとともに、特定鳥獣及び指定管理鳥獣の保護管理等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 改訂した基本指針を踏まえ、科学的・計画的な鳥獣保護管理計画の推進及び鳥獣保護管理に係る担い手の確保等を推進し、野生鳥獣の保護・管理の強化を実施する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 改訂した基本指針を踏まえ、引き続き鳥獣の保護・管理の担い手の確保・育成、特定鳥獣及び広域分布型鳥獣の保護・管理等を総合的に推進することにより、野生鳥獣の保護・管理の強化に寄与する。</p>	213
(13) 野生鳥獣感染症対策事業費(平成17年度)	70百万円 (72百万円)	78百万円 (80百万円)	78百万円 (65百万円)	82百万円	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 野鳥の高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況の監視、各種調査等の実施による危機管理体制の整備を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 通常時のサーベイランス等を適切に実施し、発生時に迅速な対応を行い、感染拡大を防止する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 野生鳥獣の感染症対策を実施することにより、国民の安全・安心な生活の確保とともに、適正な野生鳥獣の保護・管理の推進に寄与する。</p>	230
(14) 国指定鳥獣保護区対策費(昭和46年度、一部平成21年度)	23百万円 (22百万円)	23百万円 (26百万円)	23百万円 (22百万円)	24百万円	5	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 国指定鳥獣保護区における鳥獣の生息状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 国指定鳥獣保護区の適切な保護管理を推進すること等により、野生鳥獣の保護管理の適正な推進に寄与する。</p>	234
(15) 希少野生動植物種生息地等保護区管理費(平成18年度)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円 (8百万円)	8百万円	1	<p>&lt;達成手段の概要&gt; 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種の生息・生育状況調査等、新規指定予定箇所の調査等を実施する。</p> <p>&lt;達成手段の目標&gt; 生息地等保護区における対象とする国内希少野生動植物種及びその生息・生育環境の適切な保護管理を推進する。</p> <p>&lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt; 生息地等保護区の適切な保護管理を推進すること等により、国内希少野生動植物種の保存に寄与する。</p>	233

<p>国際分担金等経費 (16) (昭和54年度) (関連: 28-⑰、28-⑱)</p>	<p>261百万円 (258百万円)</p>	<p>256百万円 (255百万円)</p>	<p>252百万円 (249百万円)</p>	<p>251百万円</p>	<p>5</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          拠出先である国際湿地保全連合により、湿地の保全、調査研究及び普及啓発等のための事業を実施する。          バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書を締約国が着実に履行するため、カルタヘナ議定書事務局に拠出する。          アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に係る国際協力を強化するため、東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップ(EAAFP)に拠出する。          &lt;達成手段の目標&gt;          湿地の保全、調査研究及び普及啓発等を推進し、世界の湿地の保全及び湿地に依存する人々の生活の維持・向上に寄与する。          締約国がカルタヘナ議定書を履行できるようリスク評価等の能力開発を進めるため、各種会議の開催、情報共有・発信を目的としたウェブサイトの運営等の支援を実施し、カルタヘナ議定書の戦略計画を達成する。          EAAFP参加国・団体間・渡り性水鳥の重要生息地間の連携強化によって、渡り性水鳥に係る保全活動や調査研究等が進展する。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          国際的な湿地の保全及び湿地を生息地とする水鳥をはじめとする野生生物の保全に寄与する。          締約国の取組が促進され、国境を越えて移動する遺伝子組換え生物等が適切に管理されることにより、我が国の生物多様性の確保に寄与する。          アジア・オーストラリア地域の渡り性水鳥及びその生息地の保全に寄与する。</p>	<p>191</p>
<p>アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 (17) (昭和57年度) (関連: 28-⑲)</p>	<p>83百万円 (74百万円)</p>	<p>66百万円 (60百万円)</p>	<p>29百万円 (58百万円)</p>	<p>29百万円</p>	<p>5</p>	<p>&lt;達成手段の概要&gt;          ラムサール条約、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ及び二国間渡り鳥保護条約・協定等の実施のための業務を行う。          &lt;達成手段の目標&gt;          アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しい湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、並びに国境を越えて移動する渡り鳥の保全を効果的に推進する。          &lt;施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容&gt;          アジア太平洋地域における湿地及び渡り鳥の保全に寄与する。</p>	<p>199</p>
<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>4,062百万円 (3,447百万円)</p>	<p>4,192百万円 (3,382百万円)</p>	<p>3,693百万円 (3,732百万円)</p>	<p>4,072百万円</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>生物多様性国家戦略2012-2020</p>	